

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	独立行政法人都市再生機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 実物資産については、保有の必要性の見直しを行い、再編計画や処分計画を策定し、不要となった資産について適宜処分を行っているところであり、引き続き、本基本方針を踏まえ、着実に実施する。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 事務所等の実物資産については、事業の進捗状況や保有の必要性等を勘案して再編計画や処分計画を策定し、不要となった資産について適宜処分を行っているところである。</p> <p>○ 事務所については、再編計画を策定し、移転・集約化、処分等を実施している。</p> <p>● 管理等業務の一層の効率化を図り、平成25年度までの5年間で一般管理費の総額を20%以上削減する。</p> <p>○ 平成22年度までに多摩ニュータウン事業本部事務所を廃止し、新宿アイランドタワーに集約した。平成23年度においては、八王子現地事務所を廃止した。</p> <p>該当なし。</p> <p>○ 研修センターについて、平成24年1月に公募を実施、同年3月に入札により譲受人を決定し、平成24年4月に売買契約を行い、適切に処分を完了する(平成24年7月31日引渡し予定)。</p> <p>○ 事務所等の実物資産については、事業の進捗状況や保有の必要性等を勘案して再編計画や処分計画を策定し、不要となった資産について適宜処分を行っているところ。(神奈川地域支社の本社ビルへの集約、奈良倉庫の処分等)</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの及び移行に時間を要するもの以外は全て一般競争入札等に移行し、当該計画を更に進め、移行に時間を要するものについても遅くとも平成22年度中に随意契約を完了することとして、平成22年6月に「随意契約等見直し計画」を策定した。同計画を受け、平成22年度をもって一般競争入札等に移行した。なお、平成22年度及び平成23年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度 (金額ベース) 一般競争等242,467,758千円(86.3%)、競争性のない随意契約38,388,298千円(13.7%) (件数ベース) 一般競争等6,242件(74.8%)、競争性のない随意契約2,104件(25.2%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース) 一般競争等166,286,172千円(93.8%)、競争性のない随意契約10,987,124千円(6.2%) (件数ベース) 一般競争等4,769件(88.7%)、競争性のない随意契約607件(11.3%)</p> <p>○平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一者応札・一者応募となった契約については、より一層の競争性を確保するため、その推測される要因を踏まえ、情報提供の拡充、公告等期間の十分な確保、応募要件の緩和、仕様書の充実、業務準備期間の確保及び再公募の実施などの改善方策を実施している。競争性のない随意契約については、平成20年度(同計画策定時)に866億円あったものを、平成23年度においては真にやむを得ないものだけの110億円まで削減した。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○国土交通省設置のワーキンググループにおいて平成23年3月30日付で取りまとめられた「独立行政法人都市再生機構の関係会社における利益剰余金の取扱いに関する基本的な考え方」により、関係会社の利益剰余金については、会社の整理・統廃合を行う中でURの有する会社株式の売却等により利益剰余金相当額を適切に回収することを基本としつつ、当面、URの関係会社として存続することとなる会社については、今後の会社の整理・統廃合に支障を来すことなく、かつ、会社の自立的な経営が可能な範囲内で、会社の整理・統廃合に先行して一定の利益剰余金の返納を要請すべきとされた。</p> <p>○この会社の整理・統廃合に先行して行う利益剰余金の返納については、上記基本的な考え方に基づき、機構が関係会社及びその株主等と協議を行っており、実施に向けて取り組んでいるところ。</p> <p>○今後も順次、株主等との協議を行い、利益剰余金の返納に向けて、平成24年度内に結論を得るべく取り組む（正式には平成24年度の決算等に係る定時株主総会までを目途に決定）</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● UR営業センターや現地案内所等の入居者募集業務について、平成21年7月から、公共サービス改革法に基づく市場化テストを実施している（業務実施期間：平成21年7月1日～平成24年6月30日）。</p> <p>●平成23年7月15日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」を踏まえ、平成24年7月1日以降の同業務についても民間競争入札を実施し、平成24年3月に次期業務の実施者と契約を行った。</p> <p>●結果として、1契約当たり平均3.5者の入札があり、うち3契約について従前の委託先以外の者が受託しており、競争性が確保された結果となった。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●「公共サービス改革プログラム」（平成23年4月）等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準拠して役員給与規程を改正し、役員給与を削減した。職員給与についても同法に準じて見直しを行うべく、適切な措置を講じていくこととしている。(職員給与のうち、臨時特例措置分については、平成24年7月1日から実施。)</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○給与水準の適正化に向け、平成23年度においては、次の措置を講じた。(1)現給保障の一部カット(2)55歳を超える管理職の職員に対して実施していた本給等の1.5%減額措置の対象を拡大(3)役職手当の支給水準の見直し(定率から定額に改めることにより支給額を抑制)(4)管理職ポストの削減に向けた取組を平成24年4月に実施 ○引き続き、できる限り国家公務員の水準と同等になるよう本給・手当も含めた全体的な給与の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずる。 ○今後とも平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、給与水準の適正化を図っていくことにより、平成30年度までに地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を国家公務員と同程度としていくことを目指す。</p> <p>【平成24年度に見込まれる対国家公務員指数】 (事務・技術職員) 対国家公務員指数 119.7を下回る指数 年齢・地域・学歴勘案 113.6を下回る指数</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>●独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、引き続き実施していく。</p>
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>●一般管理費について、第一期中期目標期間の最終年度と中期目標期間の最終年度を比較して20%以上削減する、事業費について、第一期中期目標期間の最終年度と中期目標期間の最終年度を比較して20%以上削減する、との目標を設定済みであり、この達成に向け、簡素な管理部門、効率的な運営体制の確保による業務運営コストの削減に取り組むこととしている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>●法定外福利厚生費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。給与振込経費については、国よりも低廉なものとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>●所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、的確に内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	該当なし。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、第三者委員会である「事業評価監視委員会」を設置し、外部評価を機構の事業に適切に反映することとしている。 ● 平成23年度から新たな都市再生実施基準の運用を開始し、都市再生事業の着手前に新基準への適合検証を行うこととした。適合検証結果は事業評価監視委員会の評価を受け、その評価結果は事業着手後、速やかに公表している。 ● 平成23年度は4地区について新基準への適合を検証し、事業評価監視委員会で評価を受けた。そのうち、1地区については事業に着手したため、評価結果を公表した。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業評価実施規程、事業評価実施要領等に基づき、対象となる事業ごとに事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行い、必要に応じて事業の見直しを行うほか、継続が適当でない場合には事業を中止する等の対応方針を定めている。 ● 再評価及び事後評価の実施にあたっては、学識経験者の第三者から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くものとし、審議の結果を踏まえた機構の対応方針については、これをホームページで公表している。 ● 平成23年度は、新規採択時評価(1件)、再評価(24件)、事後評価(3件)を実施した。